

青森県教育委員会第903回定例会会議録

1 期 日 令和6年4月5日（金）

2 開 会 午後3時

3 閉 会 午後3時25分

4 場 所 教育庁教育委員会室

5 議事目録

報告第1号 青森県公立学校教員採用候補者選考試験における改善事項について

議案第1号 青森県学校保健推進計画（第4次）について・・・・・・・・原案決定

議案第2号 青森県古式銃砲刀剣類の登録審査委員の人事について・・・・・・・・原案決定

その他 青森県における教育の振興のための施策に関する基本的な計画の構成等
について
職員の懲戒処分に係る標準処分例の改正について

6 出席者等

・出席者の氏名

風張知子（教育長）、平間恵美、新藤幸子、安田 博、松本史晴、中野博之

・欠席者の氏名

なし

・説明のために出席した者の職

長内理事、早野教育次長、高橋教育政策課長、伊藤職員福利課長、下山学校教育課長、小関教職員課長、福士学校施設課長、小館生涯学習課長、坂本スポーツ健康課長、山館文化財保護課長、佐藤高等学校教育改革推進室長

・会議録署名委員

平間委員、中野委員

・書記

西智明、佐藤栞

7 議 事

報告第1号 青森県公立学校教員採用候補者選考試験における改善事項について

(小関教職員課長)

資料1 ページを御覧いただきたい。青森県公立学校教員採用候補者選考試験における改善事項について御説明する。1点目は受験者を確保するための取組についてである。(1)の「改善の趣旨」のとおり、受験者が減少傾向となっていることから、(2)のアにより、幼稚園教諭普通免許状を有している者については、小学校教諭普通免許状の有無を問わず受験を可能とし、幼小連携を推進する観点から、一般選考とは別の特別選考を行うものである。

2 ページを御覧いただきたい。

なお、小学校教諭普通免許状を保有していない者が採用候補者となった場合には、当該普通免許状を取得することを条件として最長3年まで採用を延期できるものとする。

また、採用延期中に臨時講師として任用することができるよう、希望者に臨時免許状を授与するものである。

小学校教諭普通免許状を取得後は、取得した翌年度の4月1日付けで正式採用するものである。

次にイの中学校教諭普通免許状を有している者についても、小学校教諭普通免許状を有していない場合の受験を可能とし、一般選考で選考を行うが、採用候補者となった場合や採用延期中等については、幼稚園教諭普通免許状保有者と同様に取扱うものである。

3 ページを御覧いただきたい。

2点目は「試験日程の早期化」についてである。

(1)の「改善の趣旨」のとおり、他都道府県の日程と比較すると遅めの日程となっていたことから、(2)の日程により、例年よりも早めるものである。

4 ページを御覧いただきたい。

3点目は「電子申請による出願受付」についてである。

(1)の「改善の趣旨」のとおり、応募者の負担となっていたものを見直すこととし、(2)により「青森県電子申請・届出システム」を利用し、電子申請による出願を受け付けることとしたものである。

また、これまで提出を求めていた書類のうち、電子申請によることで一部書類の作成が不要となるため、提出書類を見直しているものである。

5 ページを御覧いただきたい。

4点目は「第二次試験実施方法の見直し」についてである。

(1)の「改善の趣旨」のとおり、面接試験で教員としての適性を評価する際には、人物としての特性も踏まえて面接を実施することで、より多角的な視点で正確な評価を行うことができると考えられることから、実施方法を見直したものである。

具体的には、(2)の「実施内容」のとおり、「ア 適性検査」について、第二次試験の集団討論の討論時間を、これまでの20分間から30分間に延長し、これまで適性検査で確認していた内容も含めて評価することとし、適性検査を取りやめるものである。

また、「イ 小論文試験」について、第二次試験の個人面接の面接時間を延長し、これまで小論文試験で評価していた内容も含めて評価することとし、小論文試験を取りやめるものである。

これら4点の改善事項は、令和6年度実施の令和7年度教員採用候補者選考試験から実施するものである。

以上が、今年度実施する教員採用候補者選考試験における改善事項となるものである。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ報告第1号については、青森県教育委員会として了解した。

議案第1号 青森県学校保健推進計画（第4次）について

(坂本スポーツ健康課長)

それでは、「青森県学校保健推進計画（第4次）」について御説明する。

会議資料7ページ、参考資料1ページから4ページを御覧いただきたい。それから別添として青森県学校保健推進計画（第4次）（案）を渡しているものである。

計画の概要等について、参考資料により御説明する。

まず1ページ目、青森県学校保健推進計画（第4次）の「1 策定の趣旨」について、県教育委員会では、本県児童生徒の健康課題の解決及び「青森県健康増進計画」で示されている児童生徒に関連する目標の達成に向け、学校、家庭、地域が一体となって学校保健を推進していくことができるよう、青森県教育委員会、公立小・中・高等学校、関係機関等の具体的な取組を体系化した「青森県学校保健推進計画」を平成20年度から策定してきたところである。

第4次計画は、令和元年度から令和5年度までを計画期間とする現行の第3次計画の取組状況等について評価するとともに、令和6年3月に策定された「第三次青森県健康増進計画」の数値目標を踏まえて策定するものである。

「2 第3次計画の評価」について、項目ごとに設定している目標の達成状況の最終評価を行った結果、下表のとおりAの「目標達成」とBの「改善傾向」を合わせても約50%にとどまっており、本県児童生徒の健康課題に向けて、引き続き学校・家庭・地域社会が一体となって学校保健の推進を目指し、取組を充実させていく必要があると考えているものである。

次に、「3 策定の経過」について、計画の策定に当たり、令和5年10月に大学教授、医師等の医療関係者、学校関係者等で組織する検討委員会を設置し、令和5年10月から12月にかけて、会議を3回開催し、計画（案）を取りまとめたものである。その上で、令和6年2月28日から3月28日までの30日間、パブリック・コメントを実施したものである。

それでは、参考資料3ページを御覧いただきたい。

パブリック・コメントでは、1名から、「第3章 計画の推進」に対する御意見をいただいたが、文章修正等を要するものではなかったものである。

参考資料2ページを御覧いただきたい。

次に、「4 青森県学校保健推進計画（第4次）」について御説明する。まず、「(1) 目標項目」について、第3次計画の8項目のうち、(3)感染症予防対策の推進については、目標としていた「学校等欠席者・感染症情報システムの導入数の増加」について、全ての

市町村がシステムに加入したことから削除したものである。

また、(6)アレルギー疾患への対応、(7)その他慢性疾病等への対応の推進、(8)子どもの傷害予防の推進の3項目をまとめて、(5)学校管理下での負傷・疾病対応とし、5項目に整理しているものである。

「(2)実施状況の評価等」として、本計画に基づく各項目の取組の進捗状況を把握するため、アウトプットとアウトカムに係る目標値を設定し、令和8年度を目途に中間評価を行い、必要に応じて取組の見直しを行うこととしているものである。

「(3)取組期間」については、令和6年度から令和11年度までの6年間としているものである。

それでは、計画の主な取組について御説明するので別添の「青森県学校保健推進計画(第4次)(案)」の10ページを御覧いただきたい。

まず、「(1)学校保健推進体制の確立」について、安全上の課題の複雑化・多様化に対応するためには、学校と地域の連携・協働した取組の推進が求められていることを踏まえ、取組状況の評価のため、新たに「学校安全委員会の開催」に係る目標値を設定し、県教育委員会の取組としては、引き続き、学校保健委員会・学校安全委員会の活性化の取組の支援や、全教職員の協働の促進等を図っていくこととしているものである。

次に11ページの「(2)望ましい生活習慣定着」の「①体格、栄養・食生活」については、新たに「生活習慣に関する指導の実施」や「がん教育の実施」に係る目標値を設定し、肥満及び痩身傾向児出現率の低下に向けて、食事・運動・休養等の基本的な生活習慣定着のための取組の支援等を行っていくこととしているものである。

16ページの「(3)心の健康問題への対応」については、新たに「自分には、よいところがあると思う児童生徒の割合」や「普段の生活の中で、幸せな気持ちになることが多い児童生徒の割合」に係る目標値を設定し、メンタルヘルスの理解と対応に関する学校における取組の支援等を行っていくこととしているものである。

17ページの「(4)性に関する指導」については、新たに「エイズ・性感染症に関する知識調査の正答率」に係る目標値を設定し、県立学校に産婦人科の学校医を配置し、性に関する正しい知識の普及と理解の促進等を図っていくこととしているものである。

18ページの「(5)学校管理下での負傷・疾病対応」については、新たに「熱中症事故の件数」に係る目標値を設定し、19ページに記載しているとおり、教職員を対象とする研修会の開催等により、安全教育や学校の管理体制の充実に向けた取組等を推進していくこととしているものである。

推進計画(第4次)の概要の説明は以上となる。

なお、パブリック・コメントの結果及び青森県学校保健推進計画については、本定例会で決定後、公表することとしているものである。

(平間委員)

まさに健康教育はこれから学校の教育の中でもおそらく大変重要な部分になっていくと思われる。それに際してこの学校保健推進計画は、今説明のあったように大変多くのことを網羅していると感じた。市町村においては既に地域の中で健康教育の浸透に取り組んでいる。短命県の言葉が一人歩きしているような状況である。こどもたちから発信して地域が元気になるということが期待されている。

これからの学校教育においてもこの保健推進計画という大きな目標を持って進んでいくことを期待しているため、是非良いものができるように進めてほしい。今後ともよろしく

お願いしたい。

(新藤委員)

私も健康教育というものはとても大事な観点だと思われる。とにかくこどもが安心安全な環境の中で、学校で学べるように細心の注意を払いながら取り組んでほしい。

また、心の健康というものも見逃してはいけないことだと思われる。普段の生活の中で幸せな気持ちになることが多い児童生徒の割合の増加を盛り込んでくれていることから、心の健康というところも一緒に取り組んでいければと思っている。今後ともよろしくお願いしたい。

(教育長)

他に御意見等はあるか。なければ議案第1号については、原案のとおり決定する。

議案第2号 青森県古式銃砲刀剣類の登録審査委員の人事について

(山館文化財保護課長)

青森県古式銃砲刀剣類の登録審査委員の人事について御説明する。

会議資料8ページ、参考資料は5ページを御覧いただきたい。

銃砲刀剣類所持等取締法等の規定に基づき任命している青森県古式銃砲刀剣類の登録審査委員の任期が、令和6年5月12日をもって満了となるため、委員4名を任命するものである。

杉本孝氏外3名の委員全員が再任である。

なお、委員の任期は、令和6年5月13日から令和8年5月12日までの2年間である。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第2号については原案のとおり決定する。

その他 青森県における教育の振興のための施策に関する基本的な計画の構成等について

(高橋教育政策課長)

青森県教育振興基本的な計画の構成等について御説明する。

会議資料の11ページを御覧いただきたい。

教育基本法第17条第2項の規定により、地方公共団体は、国が策定した教育振興基本計画を参酌し、その地域の実情に応じて、「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」を定めるよう努めなければならないこととされているものである。

この規定を踏まえ、県教育委員会はこれまで、「県教育振興基本計画」を策定し、各種施策を推進してきたが、計画期間は令和5年度末までとされており、新たな基本計画を策定する必要があるものである。

また記載のとおり、知事が「青森県基本計画『青森新時代』への架け橋」及び「青森県教育施策の大綱」を策定したことを踏まえ、本県の教育施策の更なる推進に向けて、県教育委員会と知事部局が密接な連携を図る必要があるものである。

こうした状況を踏まえ、県教育委員会として、今後取り組むべき具体的な施策・事業や、その進捗状況を効果的に把握するための指標・目標値を設定したアクションプランを作成したいと考えているものである。

その際、県及び県教育委員会が一体となった政策運営が必要であることから、プランの策定は、県基本計画や大綱との整合を図るとともに、①県基本計画、②大綱、③本プラン、の3つを合わせて、教育基本法第17条第2項に規定される「基本的な計画」と位置づけることとしたいと考えているものである。

次に、会議資料の12ページを御覧いただきたい。

計画期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とするものである。

なお毎年、各種施策の進捗状況の確認、点検・評価を行うとともに、大綱の見直し状況等を踏まえ、必要に応じてアクションプランを更新していくものである。

記載したイメージは、ただ今の御説明内容を参考として図示したものである。

次に、会議資料の13ページを御覧いただきたい。

政策・施策の体系は、県基本計画及び大綱を踏まえ、県基本計画の政策テーマ「こども」と「地域社会」のうち、教育分野に関連する事項に沿って、10の施策項目に分類したいと考えているものである。

次に、会議資料の14ページを御覧いただきたい。

本プランの記載内容イメージであるが、10の施策項目ごとに、①主な取組、②県教育委員会が取り組む主な事業、③進捗を評価する指標と目標値を掲載したいと考えているものである。

また、掲載した主な事業は、毎年度その進捗や政策効果を点検・評価し、教育施策におけるPDCAサイクルを進めていくものである。

以上が、青森県教育振興基本計画の構成等に関する考え方となるものである。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ青森県における教育の振興のための施策に関する基本的な計画の構成等については、青森県教育委員会として了解した。

その他 職員の懲戒処分に係る標準処分例の改正について

(小関教職員課長)

職員の懲戒処分に係る標準処分例の改正について御説明する。

資料15ページと参考資料7ページを御覧いただきたい。

「改正の趣旨」だが、令和4年4月1日に教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律が施行され、児童生徒性暴力等の早期発見のための取組や事案発生時の厳正な対処が求められたこと、その他各種法令の改正等を踏まえ、「懲戒処分に係る標準処分例」を改正したものである。

次に、「改正内容」であるが、1点目として、これまで「児童生徒に対する非違行為」のうち「わいせつ行為等」としていた事項について、「児童生徒性暴力等」とし、法に基づく規定に改正したものである。

2点目として、児童生徒を対象としたわいせつ事案の防止に向けて、①SNS等を利用した児童生徒との私的なやりとり、②自家用車等への児童生徒の同乗等を追記したもので

ある。

3点目として、刑法改正を踏まえ、「セクシュアル・ハラスメント」及び「わいせつ行為」について改正するとともに、いわゆる労働施策総合推進法の規定に合わせて、「パワー・ハラスメント」の定義について改正したものである。

また、児童生徒に対する「不適切な指導」及び、マタニティ・ハラスメント等、セクハラ・パワハラ以外の嫌がらせ行為として「その他のハラスメント」について、追記したものである。

最後に、「施行日」は、令和6年4月1日としているものである。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ職員の懲戒処分に係る標準処分例の改正については、青森県教育委員会として了解した。